

委提第3号

生徒指導提要の改訂に関する意見書

会議規則第14条第2項の規定により、生徒指導提要の改訂に関する意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月28日 提出

提出者 子どもの権利に関する特別委員長 渡 邊 良 太

北本市議会議長 工 藤 日出夫 様

生徒指導提要の改訂に関する意見書

近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあるなど、学校における生徒指導の課題が深刻化していることから、文部科学省では、生徒指導の基本書である生徒指導提要を改訂するため、令和3年6月2日に生徒指導提要の改訂に関する協力者会議を設置し、検討を行っています。しかしながら第1回会議で示された『生徒指導提要の改訂にあたっての基本的な考え方』には、「子どもの権利」について一切触れられていません。

全国各地の教育現場において、教師による生徒指導や部活動指導における暴力や暴言、いじめ事案の調査や生徒指導場面における不十分な意見聴取など、不適切な指導事例が頻発しています。また、教師による指導が原因の一つになったと考えられる自殺も発生しています。教育現場において子どもの権利が十分に認知されていない状況がうかがえます。

児童福祉法及び義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律については、平成28年の改正において、目的に子どもの権利条約の精神に則ることが明記されましたが、生徒指導に当たりこれらの法律が参照されることは通常ありません。生徒指導において子どもの権利の尊重を徹底するためには、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である生徒指導提要に明記することが極めて重要です。

以上のことから、生徒指導提要の改訂に当たり、子どもの権利を最大限尊重するよう、下記のとおり求めます。

記

- 1 子どもの権利条約の精神に則り、子どもが権利の主体であること、児童生徒の年齢及び発達に応じてその意見が尊重されなければならないこと及び児童生徒の最善の利益が優先して考慮されなければならないことを明記すること。
- 2 生徒指導提要の全体を通して、子どもの権利を尊重する内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

文部科学大臣